

**令和8年度
茨城県食品衛生監視指導計画(案)**

茨城県保健医療部生活衛生課

目 次

1 趣 旨	1
2 監視指導計画の基本的事項	1
3 立入検査	5
4 食品等の試験検査	5
5 重点監視指導項目	8
6 食品表示の適正化の推進	11
7 計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの推進	11
8 一斉取締り	13
9 違反を発見した場合の対応	13
10 食中毒等健康被害発生時の対応	14
11 食品等事業者に対する自らが実施する衛生管理の推進と支援	15
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	16
別紙1 令和8年度業種（施設）別立入検査目標回数	18
別紙2 令和8年度試験検査計画	19
別紙3 食品群ごとの食品供給工程（フードチェーン）を通じた 重点監視指導項目	21
令和8年度茨城県食品衛生監視指導計画体系表	23

【参考資料】

実施機関（保健所）の管轄区域	24
実施機関（食肉衛生検査所）の管轄区域	25
試験検査実施機関の管轄区域	26

1 趣 旨

茨城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）は、本県の地域の実情を踏まえ、飲食に起因する県民の衛生上の危害を防止し、県民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法第 24 条第 1 項の規定により策定するものです。

茨城県では、県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者から信頼される安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与するため、「茨城県食の安全・安心推進条例（以下「推進条例」という。）」の規定に基づき、平成 21 年 12 月に、新たな「茨城県食の安全・安心確保基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、さらに、生産から消費に至るフードチェーンの各段階における一貫した食の安全・安心確保に取り組むため、基本方針の施策の体系毎の具体的な行動計画にあたる「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を定め、総合的な食の安全対策を推進しています。

令和 8 年度監視指導計画においては、アクションプランとの整合・調和を図りながら、①食品等事業者（食品衛生法第 3 条第 1 項に規定する「食品等事業者」をいう。以下同じ。）に対する監視指導、②食品等の試験検査、③食中毒等健康被害防止対策、④食品表示の適正化の推進、⑤リスクコミュニケーションの推進等を大きな柱に食品衛生対策を実施します。

2 監視指導計画の基本的事項

（１）監視指導計画の対象地域

本計画は、水戸市を除く茨城県内全域を対象とします。

ただし、「食品表示法（品質事項に限る。）」及び「米穀等の取引等の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティ法」という。）」に基づく業務は、水戸市を含む茨城県全域を対象区域とします。

（２）監視指導計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間

（３）監視指導の実施機関

監視指導及び収去は次の機関が実施します。

・保健医療部生活衛生課食の安全対策室

計画の策定及び公表並びに庁内関係部局、国及び他都道府県等との連絡調整を行います。

また、「食品表示法」及び「米トレーサビリティ法」に基づき食品等事業者に対する食品表示適正化のための立入検査や試験検査を行います。

さらに、県のホームページ及び SNS（ソーシャルネットワークサービス）などを

活用し、県民等に対し食品衛生に関する正確な情報を提供します。

・保健所（９か所）

「食品衛生法」に基づき食品等事業者に対し、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（以下「食鳥処理法」という。）に基づき食鳥処理場（ただし、認定小規模食鳥処理場に限る。）に対し、さらには「推進条例」の規定に基づき届出された食品等輸入者に対し、それぞれ監視指導及び食品等の収去検査を行います。

また、「食品表示法」に基づき食品等事業者に対する食品表示適正化のための指導を行います。

・食肉衛生検査所（３か所）

「食品衛生法」に基づく、と畜場で解体等された食肉の収去検査、「と畜場法」に基づく、と畜検査及びと畜場の衛生指導、さらには「食鳥処理法」に基づく、食鳥処理場（ただし、大規模食鳥処理場に限る。）における食鳥検査、衛生指導及び収去検査を、それぞれ行います。

また、と畜場や大規模食鳥処理場に併設された食肉処理業、食肉販売業の監視指導は、保健所及び食肉衛生検査所が連携して行います。

（４）試験検査の実施機関

食品等の試験検査は、衛生研究所、各食肉衛生検査所及び登録検査機関（食品衛生法第 33 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。以下同じ。）が、適切な役割分担のもとに実施します。

また、食品衛生検査施設における G L P（Good Laboratory Practice＝適正検査基準）による業務管理を徹底し、検査の信頼性確保を図るため、衛生研究所及び食肉衛生検査所に対しては、定期的な外部精度管理調査への参加、信頼性確保部門である保健医療部生活衛生課食の安全対策室による定期的な内部点検を実施するとともに、試験検査を委託した登録検査機関に対しても業務の適正な管理を求め、必要に応じて定期的に試験検査の実施状況及び精度管理の実施状況の点検を行うなど、試験検査の信頼性を確認します。

（５）監視指導・試験検査の実施に関する基本的方向

一部の食品等事業者における不適切な衛生管理や食品の不適正表示などの事案が発生する中、食品等の安全性の確保は、県民の関心も高く、食品衛生行政の重要な課題です。

都道府県等は、食品等の安全性を確保するため、営業施設の監視指導や食品等の試験検査等の様々な施策を総合的に策定し実施する責務を有しますが、こうした行政の施策によってのみ食品の安全性が確保されるものではなく、食品等事業者が、食品等の安全性の確保に関して第一義的責任を有することを認識するとともに、その衛生管

理等の適正な履行が求められています。

県では、「推進条例」を制定し、食の安全施策の充実を図っていますが、令和7年度のネットモニターアンケート等（回答者 957 名）の結果では、食の安全に対して「安心している」県民の割合は 52.4%となっております。

さらに、県に対する食の安全対策への要望では、輸入食品の安全性の確保が第1位となっております。輸入食品の安全性確保については、国において対策が取られていますが、県としても国の輸入食品監視指導計画の動向を注視し、流通する輸入食品の安全・安心の確保を図ります。

こうした状況を踏まえ、県は、食品等事業者がその責務を確実に果たせるよう HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point＝危害要因分析重要管理点）に沿った衛生管理の適切な運用の促進を図る他、営業施設の監視指導や食品・食品添加物等の試験検査により、流通している食品の安全性を確認・検証します。

また、消費者に対しては、県で実施している監視指導や試験検査の結果を公表するとともに、SNSへの食品衛生に関する投稿や、関心が高い項目の特集ホームページの作成・周知など、情報発信を強化し、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

（6）連携の確保

ア 国及び他の都道府県等との連携

広域的な食中毒の発生時や、輸入食品及び都道府県等の区域を越えて広域に流通する食品（以下「広域流通食品等」という。）の違反事例（疑いを含む。）について、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等と緊密な連携の下、情報の共有化を図ります。特に、広域的な食中毒の発生時には、「食品衛生法」の規定に基づき、厚生労働大臣が設ける広域連携協議会において国及び都道府県等の連携を強化します。

また、近隣自治体とは情報共有及び連携強化のため、定期的な合同会議の場で、継続的な意見交換を通じて、食品衛生行政に係る課題解決に向けた協力体制を構築します。

さらに、米国向け並びに、英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品加工認定施設の監視指導については、必要に応じて厚生労働省関東信越厚生局と連携して実施します。加えて、食品の適正な表示を確保するため、食品表示法（品質表示に係るもの）及び米トレーサビリティー法等に関する不適正表示に対する監視指導について、必要に応じて農林水産省関東農政局と連携して実施します。

イ 市町村との連携

市町村の消費者行政、保健衛生行政、農林水産行政等の部門に対して、食品衛生に関する適切な情報提供に努めます。

ウ 農林水産部との連携

生産段階の農林水産物の安全性確保のため、以下の事項について、情報の交換等により連携を図るとともに、必要に応じて、合同で立入検査を実施します。

- (ア) 食品衛生法に基づく食品等事業者（農林水産業者を含む。）による記録の作成及び保存に関すること
- (イ) 農薬の適正な使用の指導に関すること
- (ウ) 家畜伝染病等の発生状況等に関すること
- (エ) B S E（Bovine Spongiform Encephalopathies＝牛海綿状脳症）検査等に関すること
- (オ) と畜場及び食鳥処理場に搬入される獣畜及び家きんについての病歴や動物用医薬品等の投与歴に関すること
- (カ) と畜場及び食鳥処理場で発見された動物用医薬品の残留基準違反事例発生時の生産者に対する改善指導に関すること
- (キ) 推進条例の規定に基づく、農林水産物の出荷規制や自主回収に関すること
- (ク) 農林水産物の放射性物質汚染対策に関すること
- (ケ) ジビエの利活用に関すること
- (コ) 観光農園等での試食を提供する際の衛生管理に関すること

また、きのこや有毒魚介類による食中毒が疑われる事案が発生した際には、農林水産部が所管する研究機関に対し、同定を依頼し、速やかな原因究明に努めます。

エ 県民生活環境部との連携

食品の適正な表示を確保するため、食品表示に対する「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく指導に関して、情報交換等により連携して対応するとともに、食品等事業者への啓発を行います。

また、有害鳥獣捕獲により捕獲したイノシシ肉の放射性物質検査及びジビエの利活用について、必要に応じ連携して対応します。

さらに、食品ロスの削減についても連携して対応します。

オ 警察本部生活安全部との連携

食品の適正な表示を確保するため、不適正な食品表示に関する情報を交換するなど、連携を密にして、迅速かつ円滑に対応します。

カ 教育庁等との連携

- (ア) 学校給食施設の監視指導に関して、情報交換等により連携します。
- (イ) 児童生徒への食品の安全性に関する正しい知識や情報を提供することについて連携します。

キ 保健医療部内における連携

社会福祉施設及び病院の給食施設等の監視指導、いわゆる「健康食品」（以下「健康食品」という。）に関する監視指導、食中毒や感染症に関する調査等について、必要に応じ、部内各課と連携して対応します。

ク その他庁内関係部局等との連携

その他、監視指導計画の実施に関して、必要に応じ、茨城県食の安全・安心対策連絡会議を通じて、庁内関係部局と連携して対応します。

ケ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）との連携

食品の適正な表示を確保するため、食品表示法に基づく（原料）原産地表示等の真正性に関する検証等について、独立行政法人農林水産消費安全技術センターと連携して対応します。

3 立入検査

食品等事業者への立入検査は、食中毒等健康被害の発生状況等を勘案して業種（施設）ごとに定める別紙１「令和８年度業種（施設）別立入検査目標回数」に基づき、各保健所及び各食肉衛生検査所において実施計画を策定し、当該計画に基づき食品衛生監視員、と畜検査員又は食鳥検査員が実施します。

立入検査については、原則として、事前通告を行わずに実施することとし、製造・加工施設及び事務所等への立入、食品等の検査、記録・帳簿等の確認を行います。

併せて、季節又は臨時的に簡易な施設を設けて食品を提供する施設についても、必要に応じて立入検査を行います。

なお、食品衛生に関する事案が発生した場合等については、必要に応じ、別紙１の目標回数を超えて立入検査を実施します。

また、各保健所は、地域の特性等を踏まえて、納豆製造業、水産製品製造業、漬物製造業、干しいも加工業等の特に監視指導を強化する必要があると認める業種（施設）について、別紙１の目標回数に係わらず計画的に立入検査を実施します。

食品衛生法の改正に伴うＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化への対応について、と畜場及び大規模食鳥処理場においては、食肉衛生検査所のと畜検査員及び食鳥検査員が外部検証として衛生管理計画及び手順書の確認並びに衛生管理の実施状況の確認を実施します。また、食品等事業者においては、保健所の食品衛生監視員が施設の規模に応じ、衛生管理計画及びその実施状況や記録等を確認し、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の推進と適切な運用に向けた支援を行います。

加えて、営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設に伴い、「一施設一許可」の原則を踏まえ、営業施設の実態に応じ適切な業種について判断し、新たな営業施設基準に基づき適切な指導を行います。

4 食品等の試験検査

県内で、製造、加工、販売等される食品等の収去検査等は、別紙２「令和８年度試験検査計画」に基づき、各保健所、衛生研究所及び各食肉衛生検査所において実施計画を策定し、当該計画に基づき各試験検査実施機関において検査を実施します。

また、食品等の収去等については、当該計画に基づき各保健所及び各食肉衛生検査所の

食品衛生監視員が実施します。

なお、県民が申し出た異味・異臭などの食品についても、保管状況等を確認の上、必要に応じて検査を実施します。

さらに、食品中の放射性物質検査については、原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく本県の検査計画を四半期ごとに策定し、実施します。特に、農林水産物については、農林水産部が中心となり、県民生活環境部とも連携し、放射性物質検査を実施します。

4-1 衛生研究所を中心とした試験検査

(1) 計画的に実施する収去検査

ア 県内産農産物残留農薬検査（登録検査機関）

県内で生産される農産物について残留農薬検査を実施します。

イ 県外産農産物残留農薬検査（衛生研究所）

県内に流通する県外産農産物について残留農薬検査を実施します。

ウ 輸入野菜残留農薬検査（衛生研究所）

輸入野菜について残留農薬検査を実施します。

エ 輸入食品検査（食品等輸入者が取扱う食品を含む。）（衛生研究所及び食肉衛生検査所）

輸入柑橘類、食肉類、魚介類加工品、冷凍食品、乾燥果実、ワイン、清涼飲料水、穀類等について細菌学的検査、理化学的検査及び残留農薬等の検査を実施します。

オ 遺伝子組換え食品検査（衛生研究所）

加工食品について、遺伝子組換え農産物の使用の有無及び表示の適否確認のための検査を実施します。

カ 食肉の試験検査（衛生研究所）

食肉、食肉加工品について、サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌（O26、O103、O111、O121、O145 及び O157）の検査を実施します。

特に、生食用食肉（牛の食肉）については、腸内細菌科菌群の検査を実施します。

キ アレルギー物質（以下「アレルゲン」という。）食品検査（登録検査機関）

加工食品について、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）、くるみ及びこれらの食品由来の原材料に係るアレルゲンの表示の適否確認のための検査を実施します。

ク 漬物の試験検査（衛生研究所）

漬物について、理化学検査（食品添加物）を実施します。浅漬けについては、大腸菌と腸炎ビブリオの検査を実施します。

ケ 加工食品の放射性物質検査（衛生研究所）

食品中（一般食品、飲料水、牛乳、乳児用食品）の、放射性セシウムの検査を実

施します。

(2) 監視指導等に併せて実施する収去検査（衛生研究所）

夏期、年末及び食中毒予防月間等の監視指導に併せて流通食品等を収去し、細菌学的検査及び理化学的検査を実施します。

(3) 収去以外の検査

ア 集団給食施設衛生管理検証検査（保健所）

給食施設の施設・設備、使用される容器、機械器具等について、ATP検査法（Adenosine triphosphate：アデノシン三リン酸検査法）を用いた清浄度検査を実施し、衛生管理状況を検証します。

イ 県内産二枚貝のノロウイルス検査（衛生研究所）

県内で採取される二枚貝（岩牡蠣）について、買い上げによりノロウイルスの検査を実施し、汚染状況の把握に努めます。

ウ 食中毒等発生時に実施する試験検査（衛生研究所）

食中毒等食品に起因する事故発生時には、便、食品、手指、機械器具等の細菌やウイルス等の検査を実施します。さらに、必要に応じて細菌やウイルスの遺伝子解析を行います。

エ 苦情食品に対する試験検査（衛生研究所）

食品に起因する健康被害等の発生時には、被害の状況などを踏まえ、必要に応じ細菌検査や化学物質の検査を実施します。

オ 野生獣肉（イノシシ肉）の放射性物質検査（衛生研究所）

石岡市、高萩市で実施したスクリーニング検査において 50Bq/kg 超えた検体については、本県の定める出荷・検査方針に基づき、全頭確定検査を実施します。

4-2 食肉衛生検査所を中心とした試験検査

(1) と畜検査・食鳥検査（食肉衛生検査所）

食肉衛生検査所のと畜検査員及び食鳥検査員が、食用を目的とする牛や豚、鶏等を検査し、食用に適さない食肉、食鳥肉の流通を防止します。

なお、と畜検査においてはと畜検査結果データを取りまとめ、と畜検査結果を生産者に情報提供します。

(2) 食肉の衛生対策として実施する微生物検査（食肉衛生検査所及び衛生研究所）

と畜場、大規模食鳥処理場及び認定小規模食鳥処理場において、獣畜等が衛生的に処理されていることを検証するため、微生物検査を実施します。

(3) 収去検査：食肉、食鳥肉等畜水産食品中の残留動物用医薬品検査（食肉衛生検査所）

- ア 県内に流通する食肉類、鶏卵、はちみつの残留動物用医薬品検査を実施します。
- イ と畜場及び食鳥処理場段階で抗菌性物質等の残留した食肉及び食鳥肉の流通を防止するため、残留動物用医薬品検査を実施します。

5 重点監視指導項目

以下の項目について重点的に監視指導を実施します。

また、工場長、品質管理担当者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に事実関係を確認するとともに、その内容が妥当かどうかについて、作業員等複数の者に確認し、検証します。なお、特に重要と考えられる事項等については、食品衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、当該食品等事業者から文書による報告を徴収します。

(1) 食品衛生法等関係法令の遵守の徹底

ア 食品衛生法の遵守の徹底

- ・ 不衛生食品等の販売等の禁止（第 6 条）
- ・ 病肉等の販売等の禁止（第 10 条）
- ・ 添加物等の販売等の制限（第 12 条）
- ・ 規格又は基準に合わない食品等の販売等の禁止（第 13 条第 2 項）
- ・ 一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止（第 13 条第 3 項）
- ・ 公衆衛生上必要な措置の基準（第 51 条第 2 項）
- ・ 営業施設の基準（第 54 条）
- ・ 食品営業許可（第 55 条第 1 項）
- ・ 食品の営業届出（第 57 条第 1 項）
- ・ 自主回収の報告（第 58 条第 1 項）

イ と畜場法の遵守の徹底

- ・ と畜場の構造設備の基準等（第 5 条）
- ・ と畜場の衛生管理（第 6 条）
- ・ と畜業者等の講ずべき衛生管理（H A C C P に基づく衛生管理）（第 9 条）

ウ 食鳥処理法の遵守の徹底

- ・ 食鳥処理場の構造又は設備の基準（第 5 条第 2 項）
- ・ 衛生管理等の基準（H A C C P に基づく衛生管理）（第 11 条）

エ 食の安全・安心推進条例の遵守の徹底

- ・ 禁止農薬等を使用して生産された農林水産物の出荷等の禁止（第 17 条）
- ・ 食品等輸入の届出（第 19 条）

オ 食品表示法の遵守の徹底

- ・ 食品表示基準の遵守（第 5 条）

カ 健康増進法の遵守の徹底

- ・ 誇大表示の禁止（第 65 条第 1 項）

キ 米トレーサビリティ法の遵守の徹底

- ・ 取引等の記録の作成（第3条）
- ・ 米穀事業者間における産地情報の伝達（第4条）
- ・ 搬出、搬入等の記録の作成（第5条）
- ・ 記録の保存（第6条）
- ・ 米穀事業者の努力（第7条）
- ・ 一般消費者に対する産地情報の伝達（第8条）

（2）HACCPに沿った衛生管理の定着促進に関する項目

HACCPに沿った衛生管理については、食品等事業者が自らの製造工程や食品取扱の状況を踏まえて食品衛生上の危害要因を正しく把握し、その分析結果に基づき、適切な衛生管理計画及び手順書を作成できるよう指導・助言を行います。併せて、衛生管理の実施状況の記録を継続して行い保存するよう指導します。さらに、計画や手順が実態に即しているかを定期的を確認し、必要に応じて衛生管理計画書及び手順書の見直しを行うよう働きかけ、HACCPに沿った衛生管理の着実な定着を図ります。特に、小規模な営業者等に対しては、HACCPに関する専門的知識や人員が不足している場合も多いことから、営業の実態に合わせて無理なく取り組むことができるよう、丁寧な指導・助言に努めます。

また、必要に応じて、食品等事業者が実施した危害分析の内容の妥当性や、危害発生の防止措置が現場で確実に実施されているかを確認し、不十分な点が認められる場合には改善を求めます。

これらの取組を通じて、事業者の自主的かつ継続的な衛生管理の水準向上を促進します。

（3）製造段階、加工段階及び調理段階における重点監視指導項目

ア 食中毒予防の観点から、大規模調理施設（概ね同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上調理する食品等事業者の施設をいう。）のほか、大規模調理施設に該当しないものであっても、病人、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校給食等に関しては、大量調理施設衛生管理マニュアルの趣旨を踏まえた監視指導に併せて、衛生講習会を計画的に実施します。

イ ノロウイルスによる食中毒は調理従事者の健康管理の不備や手指を介した食品の二次汚染が主な原因であることから、HACCPに沿った衛生管理状況を確認し、手洗いの徹底、施設・調理解具・食品の適切な衛生管理及び従事者の健康管理について助言・指導を行います。また、ノロウイルスによる食中毒発生時には、健康被害の拡大・再発防止のため施設の消毒方法等必要な対応について指導します。

ウ 生食用食肉（牛の食肉）を原因食品とする食中毒発生を防止するため、生食用食肉（牛の食肉）を取り扱う施設については、施設基準、加工基準、調理基準、表示基準の遵守の指導を徹底します。

また、牛の肝臓及び豚の食肉（内臓を含む）については、規格基準に基づき、食品等事業者に対し、飲食に供する際には十分な加熱処理を行う必要がある旨を周知します。

エ サルモネラ、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒を防止するため、食肉は十分に加熱して提供すること、加熱不十分な食鳥肉等の提供を控えること及び二次汚染の防止のため調理器具等の洗浄・消毒を徹底するよう指導します。特に、食鳥肉を提供している施設に対して集中監視を実施し、カンピロバクター食中毒の予防啓発をします。

オ 放射性セシウム基準値超過食品の流通防止のため、食品等事業者に対し、取り扱う食品が国の出荷・摂取制限区域で栽培・採取等された制限品目でないことを確実に確認するよう指導します。

カ 広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者に対し、製造から販売に至るまでの各段階における適切な衛生管理、食品の製造等に係る記録の作成・保存、適正な表示の実施等、食品等事業者の責務の遵守の指導を徹底します。

特に次の事項について監視指導を強化します。

（ア）アレルゲンを含む食品に関する表示の徹底のため、製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認を徹底するよう指導します。

（イ）科学的・合理的根拠に基づかない不適切な期限表示の有無について、製品又は加工品に関する記録等による確認を徹底します。

（ウ）製品の期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けていることを確認します。

（エ）食品衛生法に基づく安全性審査を経ずに使用された遺伝子組換え微生物を利用した添加物が流通することのないよう、添加物製造業の監視指導を強化します。

キ 漬物（特に、浅漬け）を原因食品とする食中毒発生を防止するため、漬物製造業者に対し、HACCPに沿った衛生管理状況を確認するとともに、自主検査の実施について指導を徹底します。必要に応じて、漬物の収去検査を実施します。

ク イベント等における飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、季節又は臨時的に簡易な施設を設けて食品を提供する施設の監視指導を強化します。

ケ 近年、野生鳥獣肉の利活用として注目を集めているジビエについては、食中毒菌、寄生虫及びE型肝炎ウイルス等のリスクがあることから、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づき、食品等事業者に対して、中心部まで十分に加熱してから提供するよう指導します。

コ 近年、学校給食において金属異物等の混入事例が頻発していることを踏まえ、教育庁保健体育課と連携し、関連施設等を迅速に調査するとともに、原因の究明及び再発防止の指導を徹底します。

（４）販売段階における重点監視指導項目

「茨城県ふぐ取扱指導要綱」に基づくふぐ営業者の届出の徹底を図るとともに、ふぐ営業者がふぐ営業者以外の者に除毒処理前のふぐを販売することのないよう指導を徹底

します。

(5) 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目

食品群の区分ごとに、食品供給行程の各段階の区分に応じて別紙3に掲げる事項について重点を置いて監視指導を実施します。

なお、監視指導の実施については、生産から消費に至る一貫した食の安全を確保する観点から、必要に応じて農林水産部等関係部との連携を図ります。

6 食品表示の適正化の推進

(1) 食品表示に関する監視指導

ア 保健所の食品衛生監視員等による営業施設の監視指導や収去検査を通じて、食品表示法に基づく食品表示（健康の保護及び増進に係るもの）を確認するとともに、必要に応じ指導を実施します。

イ 生活衛生課食の安全対策室の食品表示法担当職員による事業所の巡回指導により、食品表示法に基づく適正表示（品質表示に係るもの）及び米トレーサビリティ法に基づく産地伝達について周知するとともに、必要に応じ指導を実施します。

ウ 保健所の食品衛生監視員及び生活衛生課食の安全対策室の食品表示法担当職員が連携し、食品の流通拠点である市場をはじめとする流通段階における食品表示を確認するとともに、必要に応じ指導を実施します。

(2) 食品表示法等の周知及び食品適正表示推進員の養成等

食品の適正な表示を推進するため、食品表示法及び食品表示基準等の周知並びに研修会等を実施するとともに、食品等事業者において適正表示に対する自主的な取り組みを支援するため、中心的役割を担う食品適正表示推進員を養成します。

(3) 情報に基づく監視指導等

食品表示相談ダイヤル等に寄せられた不適正表示に関する情報に基づき、食品等事業者に対する調査を実施するとともに、必要に応じ改善指導や食品表示法に基づく措置等を講ずることで、適正な表示を確保します。

7 計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの推進

(1) 計画策定に係るリスクコミュニケーション

監視指導計画の策定に当たっては、県のホームページ等を通じ、消費者及び事業者を含め、広く県民から意見を求め、寄せられた意見を参考にいたします。

また、食の安全・安心委員会を開催し、有識者からの評価・助言を受けます。

(2) 計画の実施状況の公表

監視指導計画の実施結果については、県のホームページ、広報媒体等を通じ、翌年度6月末までに公表します。

(3) 食品衛生に関するリスクコミュニケーション

ア 監視指導をはじめとする食品衛生行政について、県民への情報提供と意見交換を図るため、県のホームページ、SNS、県域デジタルテレビ放送及び広報媒体等を通じて情報公開に努めます。

イ 食品衛生に関する施策の実施に当たって必要な場合は、これを公表し、県民の意見を聴取し、これを施策に反映するよう努めます。

ウ 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所が、地域の実情に応じて、消費者、生産者、営業者（食品衛生法第4条第8号に規定する「営業者」をいう。以下同じ。）、行政など関係者による意見交換会を開催し、食の安全に関する相互理解を促進します。

また、食の安全に関する意見交換会を必要に応じ厚生労働省や食品安全委員会等と連携して開催します。

(4) 県民への食品衛生に関する情報の提供

ア 家庭における食中毒発生を未然に防止するため、細菌性食中毒やノロウイルス食中毒等に関する基礎知識、感染予防のための手洗いの重要性、調理器具等の消毒・殺菌方法等について、引き続き、SNS等を活用し県民に対し広く周知徹底を図ります。

イ ふぐ、きのこ、野草等の専門的な知識を必要とする食材について自家調理を控えることや調理時における二次汚染の防止等について周知徹底を図ります。

ウ ジビエについて、食中毒菌、寄生虫、E型肝炎ウイルスによるリスク、中心部までの十分な加熱の必要性等について、県民に対し普及・啓発を図ります。

エ 街頭等で、広く県民に食品衛生を普及啓発するため、食品衛生フェアを開催します。

オ 市町村と連携し、食品衛生に関する知識の普及・啓発を実施します。

カ 関係各課と連携し、食品（農林水産物等）の放射性物質検査結果について県ホームページ等で公表します。

キ 食品等のリコール情報届出制度に基づき、食品等事業者から届出があった際は、速やかに厚生労働省・消費者庁に報告することにより、消費者への円滑な情報提供に努めるとともに、県ホームページで公表します。

(5) 食品関係団体等への食品衛生に関する情報提供

食品衛生に関する情報を広く普及させるため、食品関係団体等への情報提供を行うとともに、食品関係団体等が行うリスクコミュニケーション事業を支援します。

(6) 県民及び食品等事業者からの食品等の安全性に関する相談等に対する対応

適正かつ迅速な対応を図るとともに、必要に応じて試験検査を実施するなどにより、

科学的根拠に基づく明確な説明に努めます。

また、食品衛生法、食品表示法など関係法令の相談会を開催して、食品等の安全性に関する理解が深まるよう努めます。

さらに、食品関係団体が開設する、食品表示や衛生管理方法等に関する相談窓口での対応を支援します。

8 一斉取締り

- (1) 細菌性食中毒が多発する夏期並びに食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省、消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を実施します。また、必要に応じて、期間又は業種等を定めて一斉監視を実施します。

夏期一斉取締りは、細菌性食中毒の多発時期であることも考慮して、大量調理施設、生食用食肉取扱施設及び漬物製造施設に対する監視指導、魚介類販売施設におけるアニサキスや腸炎ビブリオによる食中毒防止対策、飲食店等におけるサルモネラ、カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌による食中毒防止対策、販売店における食品の適正表示及び適正保存の徹底等の監視指導を重点的に実施します。

年末一斉取締りは、食品の適正表示の徹底、ふぐの適正な取扱い及びノロウイルスによる食中毒防止対策等の監視指導を重点的に実施します。

- (2) このほか、特定の違反事例が連続して発生するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省等と連携し監視指導を実施します。

9 違反を発見した場合の対応

- (1) 立入検査時に違反を発見した場合の対応

ア 違反を発見した場合は、その場において改善指導を行います。

イ 法違反（違反が軽微であって直ちに改善された場合を除く。）については、書面により改善指導を行うとともに、その改善措置の状況を確認し記録します。

ウ 法違反に係る食品等は、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、廃棄、回収等の措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、営業の禁止若しくは停止の措置を行います。

エ 悪質な違反については告発を行います。

- (2) 収去検査の結果、違反を発見した場合の対応

ア 当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、廃棄、回収等の措置及び再発防止等の措置を講ずるとともに、必要に応じ、営業の禁止若しくは停止の措置を行います。

- イ 当該食品等が他都道府県等で生産、製造、加工等が行われていた場合は、速やかに当該自治体の食品衛生担当部局に連絡するとともに、必要に応じ、連携して廃棄、回収等の措置を速やかに行います。
- ウ 当該食品等が広域流通食品等及び輸入食品等の場合には、関係する都道府県等の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を行います。
- エ 悪質な違反については告発を行います。
- オ 当該食品等を製造、加工等した者の検査の能力等からみて、継続的に当該者の製造、加工等する食品等の検査が必要と判断される場合には、命令検査を行います。

(3) 苦情等に基づき違反を発見した場合の対応

住民、営業者等から食品等の苦情が寄せられた場合は、必要に応じて、関係食品等事業者の調査、当該食品等の試験検査を実施します。調査等により違反が発見されたときには、上記（１）及び（２）と同様に対処します。

(4) と畜場において、残留動物用医薬品検査の結果、違反を発見した場合の対応

当該枝肉等を廃棄するとともに、農林水産部を通じて生産者を指導します。

(5) 違反事実の公表

食品衛生上の危害の状況を明らかにして危害の拡大防止及び再発防止を図るとともに、県民の健康の保護に関する情報を積極的に提供するため、「食品衛生法に基づく法違反者等の公表基準」に基づき、食品衛生法又は法に基づく処分に違反した者の名称、対象食品、対象施設等を随時公表します。

10 食中毒等健康被害発生時の対応

健康被害の発生を最小限に抑えるためには、迅速に健康危機情報を把握し、その対策を講じることが必要です。そのため、保健所においては、医療機関等からの健康被害情報をしっかり受け止める体制の下、迅速かつ的確な拡大防止措置を講ずるとともに、適切な原因究明及び再発防止の指導を行います。

(1) 食中毒又は食中毒が疑われる健康被害発生時の対応

- ア 茨城県食中毒対策要綱に基づき、平常時における体制を整備するとともに、発生時においては関係部局と連携をとりながら迅速かつ的確な対応を実施します。
- イ 初動調査においては、病原微生物のみならず化学物質等が病因物質である可能性を考慮して調査を実施します。
- ウ 毒物劇物等の化学物質を原因とする健康被害（疑いを含む。）の発生に際しては、迅速かつ的確に対応するとともに、初動段階において毒物劇物の混入の有無を判定す

るための「毒物劇物迅速検査キット」の活用を図り、必要に応じて県警察と連携し調査を実施します。

エ 原因究明のため積極的な遡り調査等を実施し、再発防止対策に努めます。

(2) 迅速な情報公開

食中毒予防の観点から、食中毒発生状況等について食品等事業者及び住民への情報提供を図り、食中毒等健康被害の拡大防止の観点から、必要な情報について速やかに公表します。

(3) 健康食品による健康被害発生時の対応

健康食品による健康被害発生時は、「茨城県健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」に基づき原因究明等の調査を迅速に行い、厚生労働省に対し調査結果を報告するとともに、必要に応じ公表を行います。また、食品衛生法第8条の規定に基づく、指定成分等含有食品による健康被害情報の届出があった場合は、遅延なく厚生労働大臣に報告するとともに、同様に調査等を行います。

11 食品等事業者に対する自らが実施する衛生管理の推進と支援

法に食品等事業者の責務が明記されたこと及びHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、食品等事業者に対して自らが実施する衛生管理の向上のための取組みを支援します。

(1) 食品衛生管理者等の設置

原則、全ての営業者は食品衛生責任者を定めることとなったことを踏まえ、食品衛生責任者の養成を行います。また、営業者に対して、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の意見を尊重し、施設の衛生管理に努めるよう意識向上を図ります。

(2) と畜場及び食鳥処理場の管理者自らが実施する衛生管理の推進

と畜場に設置されている衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理場に設置されている食鳥処理衛生管理者に対し、法令の規定に基づき、一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の適切な運用を推進します。

(3) 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

ア 知識及び技術の習得、自主検査の実施、原材料の安全性確認等の実施を推進します。
イ 法令の規定に基づき、一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理に基づく、食品の製造販売等に係る記録の作成、保存を推進します。

(4) 食品優良施設及び食品衛生功労者表彰

食品衛生管理が一定水準以上である優良な施設及び食品衛生の普及向上に貢献した功労者等について、知事表彰等を実施し、食品等事業者による自らが実施する衛生管理の推進を図ります。

(5) 食品衛生推進員等

食品衛生推進員及び食品衛生指導員による食品等事業者に対する助言、指導その他の活動を支援します。

(6) HACCPに沿った衛生管理の適切な運用に向けた支援

食品等事業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、(公社)茨城県食品衛生協会と連携を強化し、講習会等により支援します。

また、と畜場並びに食鳥処理場に対しても、講習会等によりHACCPに基づく衛生管理の推進と適切な運用を支援します。

12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

(1) 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員及び検査担当職員等の資質の向上

ア 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員及び検査担当職員等の資質の向上を図るため、技術研修及び関係法令等の研修会を実施するとともに、厚生労働省等において開催される研修会等にも積極的に派遣します。

イ 検査担当職員の検査技術向上のため、衛生研究所において、細菌学的検査及び理化学的検査の研修を実施するとともに、厚生労働省等において開催される技術研修会やGLPに関する研修会等にも積極的に派遣します。

ウ HACCPに沿った衛生管理の徹底を図るため、同手法について指導、助言する食品衛生監視員の養成講習会を開催します。

(2) 食品等事業者の自ら実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

ア 調理の業務に従事する者や菓子製造業に従事する者の資質の向上を図るため、調理師試験、製菓衛生師試験を実施します。(調理師試験に関しては、平成31年度より調理師試験事務の全てを(公社)調理技術技能センターに委任しています)

イ 食品衛生責任者については、知事が適正と認めて指定する食品衛生責任者養成講習会及び実務講習会の開催を支援し資質の向上を図ります。

ウ 営業者、従事者及び集団給食施設の調理従事者等に対し、食中毒予防のための衛生講習会を実施します。

エ 調理師の資質の向上と調理技術の合理的発達を図るため、(一社)茨城県調理師技術振興会等が実施する講習会等へ職員を派遣します。

オ ふぐ処理者については、茨城県ふぐ取扱指導要綱に基づき認定試験を実施し、ふぐ

による食中毒を防止します（認定試験に関しては、昭和 62 年度より（公社）茨城県食品衛生協会を実施団体に指定しています）。

カ 食品衛生推進員については、定期的に研修会を実施し、資質の向上を図ります。

キ 食品衛生指導員については、（公社）茨城県食品衛生協会が主催する研修会に講師を派遣するなど資質の向上を支援します。

ク と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の養成を行い、資質の向上を図ります。

令和 8 年度業種（施設）別立入検査目標回数

（１）食品衛生法関係

ランク	立入検査回数	業 種
I	年 3 回以上	・ 前年度に食中毒の原因となった施設 等
II	年 2 回以上	・ 前年度に法違反により行政処分を受けた施設（食中毒の原因となった施設を除く。）、給食施設等（異物混入の原因となった施設） ・ 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。））を取り扱う施設（飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業） 等
III	年 1 回以上	・ 前年度に食品衛生法第 58 条に基づく自主回収の届出があった施設 ・ 飲食店営業（丸ふぐを取り扱うふぐ営業施設、旅館）、魚介類販売業（丸ふぐを取り扱うふぐ営業施設）、魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、冷凍食品製造業、漬物製造業（浅漬製造施設）、密封包装食品製造業、食品の小分け業、添加物製造業 ・ 300 食/回又は 750 食/日以上のお食事を提供する飲食店営業（仕出し屋・弁当屋）、給食施設 ・ そうざい製造業（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理実施施設で、提供食数が多く、社会的影響力が大きい施設等が対象）
IV	3 年に 1 回以上	・ 飲食店営業（一般食堂・レストラン）、食肉販売業、魚介類販売業（自動車営業を除く）、食肉処理業、菓子製造業、氷雪製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業（浅漬製造施設を除く）、いわゆる健康食品の製造・加工業、食品等輸入者に係る施設 ・ HACCP に基づく衛生管理を実施している施設（全業種） ・ ランク III 以外の飲食店営業（仕出し屋・弁当屋）、給食施設 ・ ランク III 以外のそうざい製造業
V	営業許可有効期間内に 1 回以上 又は 5 年に 1 回以上	・ 上記（ランク I ～ IV）に該当しない許可業種 ※給食施設、いわゆる健康食品の製造・加工業を除く届出営業のうち製造・加工業（器具・容器包装、おもちゃ製造業を除く）については 5 年に 1 回以上。その他については必要に応じて実施。

※飲食店（旅館、仕出し屋・弁当屋）及び給食施設については、立入検査の他、当該施設に対する衛生講習会を計画的に実施

（２）と畜場法及び食鳥処理法関係

立入検査回数	業 種
年 2 回以上	と畜場及び食鳥処理場

※立入検査目標回数の設定当たって考慮する事項

- ① 食中毒等健康危害発生状況
- ② 食中毒等健康危害発生時の影響の程度
- ③ 食品衛生関係法令違反状況
- ④ 食品等の製造・加工方法等の特殊性
- ⑤ 衛生教育の実施状況

別紙 2

令和 8 年度試験検査計画（収去）

区分	項 目	品 名	検査項目	目標 検体数
保 健 所 収 去	県内産農産物残留農薬試験	県内産農産物（野菜、果物、米）	残留農薬	6 0
	県外産農産物残留農薬検査	県外産農産物（野菜）	残留農薬	1 8
	輸入野菜残留農薬検査	輸入野菜（野菜）	残留農薬	4 5
	輸入食品検査（食品等輸入者が取扱う食品検査を含む）	柑橘類、食肉類、魚介類加工品、冷凍食品、食肉製品、菓子、穀類、乾燥果実等	食品等の規格基準検査、食品添加物等	3 5 4
	遺伝子組換え食品検査	大豆加工食品の原材料大豆	組換え遺伝子	9
	食品中の動物用医薬品検査	豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	9 0
	食肉の試験検査	食肉、焼き鶏等、生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。））	サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、腸内細菌科菌群等	3 6
	アレルギー食品検査	加工食品	卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみ	4 5
	漬物の試験検査	漬物	大腸菌、腸炎ビブリオ、食品添加物	3 6
	加工食品の放射性物質検査	一般食品	放射性セシウム	9
	監視指導等収去検査	食品等全般	食品等の規格検査等	—
食肉 衛生 検査 所収 去	と畜場における残留有害物質モニタリング検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	牛豚計 1 3 5
	大規模食鳥処理場における残留有害物質モニタリング検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	4 0
	と畜場及び大規模食鳥処理場における動物用医薬品の確認検査	枝肉、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	—
小 計				8 7 7

令和８年度試験検査計画（収去以外の検査、買上げ）

区分	項 目	品 名	検査項目	目標 検体数
保健 所	集団給食施設衛生管理検証検査	集団給食施設 （施設・設備、容器、機械器具類等）	清浄度	1, 8 0 0
	県内産二枚貝のノロウイルス検査	県内産二枚貝（岩牡蠣）	ノロウイルス	3
	食中毒等発生時検査	細菌検査、理化学検査、ウイルス検査	便、食品、手指、機械器具等	—
	認定小規模食鳥処理場微生物検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい、器具等	サルモネラ、カンピロバクター	1 0 0
食 肉 衛 生 検 査 所	と畜場における枝肉の微生物試験 （外部検証）	枝肉	一般細菌数、腸内細菌科菌群数	牛 1 2 0 豚 4 3 0
	と畜場における保留等獣畜の残留有 害物質検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌 剤、内寄生虫用剤等）等	—
	放射性物質検査	牛枝肉	放射性セシウム	—
	大規模食鳥処理場における搬入養鶏 場動物用医薬品モニタリング検査	食鳥腎臓	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌 剤、内寄生虫用剤等）等	2, 5 0 0
	大規模食鳥処理場における微生物試 験（外部検証）	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	一般細菌数、腸内細菌科菌群数、カ ンピロバクター	1 2 0
	と畜場法に基づく検査	牛、馬、豚、めん羊、山羊	と畜検査、精密検査	—
	食鳥処理法に基づく検査	鶏、あひる、七面鳥	食鳥検査、精密検査	—
その 他	苦情食品（異物混入・異臭等）検査	食品全般	異物検査、化学物質検査、細菌検査	—
	放射性物質検査	イノシシ肉	放射性セシウム	—
小 計				5, 0 7 3
合 計				5, 9 5 0

食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目

食品群	採取、とさつ及び解体、食鳥処理等 （採取後の保管も含む。）	製造及び加工（とさつ及び解体並びに食 鳥処理を除く）	貯蔵、運搬、調理及び販売
共通	・ 添加物（その製剤を含む。以下同じ。）の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認の徹底 ・ 添加物を使用して製造又は加工した食品についての都道府県等による添加物検査の実施 ・ 製造者及び加工者による異物の混入防止対策の徹底 ・ 製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理の徹底 ・ 食品表示基準に基づくアレルギーを含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底 ・ HACCPに沿った衛生管理の適切な運用に向けた支援の実施		
食肉、食鳥 肉及び食肉 製品	・ 健康な獣畜又は家きんのと畜場又は食鳥処理場への搬入の推進 ・ 獣畜及び家きんの病歴を踏まえたと畜検査及び食鳥検査の実施 ・ 枝肉、中抜とたい等の微生物検査による衛生的な処理の検証の実施 ・ と畜場及び食鳥処理場における動物用医薬品等の投与歴を踏まえた、獣畜及び家きんの残留物質検査の実施 ・ と畜場及び食鳥処理場における健康な獣畜及び家きんの動物用医薬品等のモニタリング検査の実施 ・ 認定小規模食鳥処理施設における処理可能羽数の上限の遵守の徹底	・ 食肉処理施設における微生物汚染の防止の徹底 ・ 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・ 食品等事業者による原材料受入れ時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 ・ 一般消費者に販売又は授受する場合の牛せき柱の除去の徹底	・ 枝肉及びカット肉の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 ・ 加熱調理の徹底
乳及び 乳製品	・ 健康な獣畜からの搾乳の徹底及び搾乳時における衛生確保（微生物汚染防止等）の徹底 ・ 搾乳後の温度管理（腐敗及び微生物増殖防止）の徹底 ・ 生乳についての残留抗生物質及び残留合成抗菌剤の検査の実施並びに食品等事業者による出荷時検査の推進	・ 製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止 ・ 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・ 食品等事業者による原材料受入れ時の残留抗生物質及び合成抗菌剤の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 ・ 食品等事業者による飲用乳についての微生物等に係る出荷時検査の徹底	・ 流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底

食鳥卵	・ 鶏舎内の衛生管理の推進 ・ 食用不適卵の排除の徹底 ・ 採卵後の低温管理の徹底	・ 新鮮な正常卵の受入れの徹底 ・ 洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底 ・ 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・ 汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底	・ 低温保管等温度管理の徹底 ・ 破卵等の検卵の徹底
水産食品 (魚介類及び水産加工品)	・ 食品等事業者による二枚貝等の貝毒等に関する検査の徹底 ・ 生食用かきの採捕海域の衛生状況の確認の徹底 ・ 漁港等の水揚げ場における衛生的な取扱いの徹底 ・ 有毒魚介類等の排除の徹底 ・ 養殖魚介類についての残留動物用医薬品の検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進	・ 生食用かきの採捕海域等の適正表示の徹底 ・ 茨城県ふぐ取扱指導要綱に基づくふぐの適正な取扱の徹底 ・ ふぐの衛生的な処理の徹底	・ 残留動物用医薬品、微生物等の検査の実施 ・ 水産加工品の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 ・ 加熱を要する食品についての加熱調理の徹底 ・ 有毒魚介類等の市場からの排除の徹底 ・ 茨城県ふぐ取扱指導要綱に基づくふぐの適正な取扱の徹底
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品（有毒植物及びキノコ類を含む。）	・ 生食用の野菜、果実等について、肥料等を通じた動物の糞尿由来等の微生物汚染防止の徹底 ・ 残留農薬検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進 ・ 穀類、豆類等の収穫時のかび毒対策の推進 ・ 有毒植物等の採取禁止の徹底	・ 生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底（大量調理施設衛生管理マニュアル） ・ 漬物の製造における適正な取扱いの徹底（温度管理、殺菌等） ・ 食品等事業者による原材料受入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底	・ 残留農薬、汚染物質等の検査の実施 ・ 穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進 ・ 有毒植物等の市場からの排除の徹底 ・ 漬物の流通管理（保存温度等）の徹底

令和8年度
茨城県食品衛生監視指導計画体系表

【趣 旨】

- ・ 食品衛生法の規定に基づく茨城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）の策定及び監視指導計画に基づく監視指導の実施
- ・ 監視指導計画と食の安全・安心確保基本方針及びアクションプランとの整合・調和

重点監視指導項目

★ 食品衛生関係法令の遵守

- ・ 食品衛生法、法施行条例
- ・ と畜場法
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- ・ 茨城県食の安全安心推進条例
- ・ 食品表示法
- ・ 健康増進法
- ・ 米トレーサビリティ法

★ HACCPに沿った衛生管理の定着促進

★ 重点施設に対する計画的、効率的な監視指導

- ・ 食中毒等健康被害発生が多い施設
- ・ 食中毒等健康被害発生時の影響が大きい施設
- ・ 食品衛生関係法令違反施設
- ・ 広域流通食品等製造

食中毒など健康危害防止対策

- ・ 原因究明・調査
- ・ 拡大防止及び再発防止、情報提供
- ・ 健康食品対策
- ・ ノロウイルス対策
- ・ サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌対策

総合的な食品の
安全確保対策

整合

調和

関東農政局

農林水産部・県民生活環境部ほか



連携・情報共有

国・他都道府県市

保健医療部

保健医療部

衛生研究所（１）

試験検査実施機関
（計画的検査の実施）

登録検査機関

保健所（９）

食肉衛生検査所（３）

人材の養成と資質向上

- ・ 食品衛生監視員等の養成と資質の向上
- ・ 食品衛生責任者等の養成と資質の向上

実施体制 監視指導機関

（計画的監視指導の実施）

- ・ 監視指導と収去検査
実施計画の策定と結果の公表
一斉取締りによる監視（夏期、年末、食中毒予防月間等）
- ・ 違反など発見時の対応
迅速・適切な対応
違反業者・処分業者等情報の公表

収去検査

監視指導

一斉取締り

食品等事業者（生産・輸入・調理・加工・製造・流通・販売）

【自主的な衛生管理の推進】

食品衛生管理者等の設置指導・HACCPに沿った衛生管理の推進・食品衛生推進員等の活動推進

食の安全・安心対策連絡会議
食の安全・安心委員会

リスクコミュニケーションの推進
（県民への情報提供と意見交換の推進）

- ・ 監視指導計画の策定に係るリスクコミュニケーション
- ・ 監視指導計画の実施状況の公表
- ・ 食の安全対策室 HP や SNS による積極的な情報提供
- ・ 意見交換会や講習会の開催
- ・ 食品衛生フェアの開催

県民

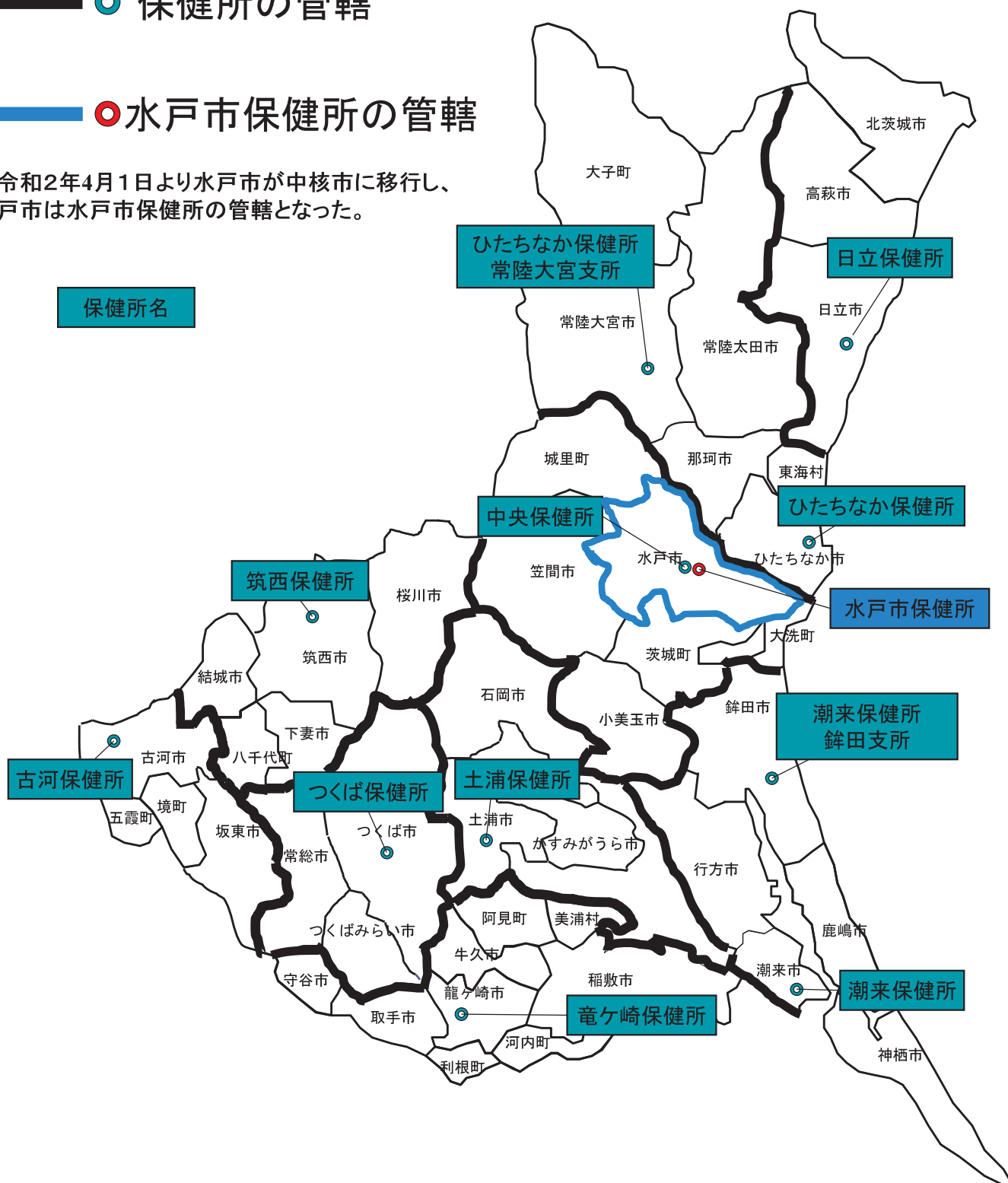
実施機関（保健所）の管轄区域

● 保健所の管轄

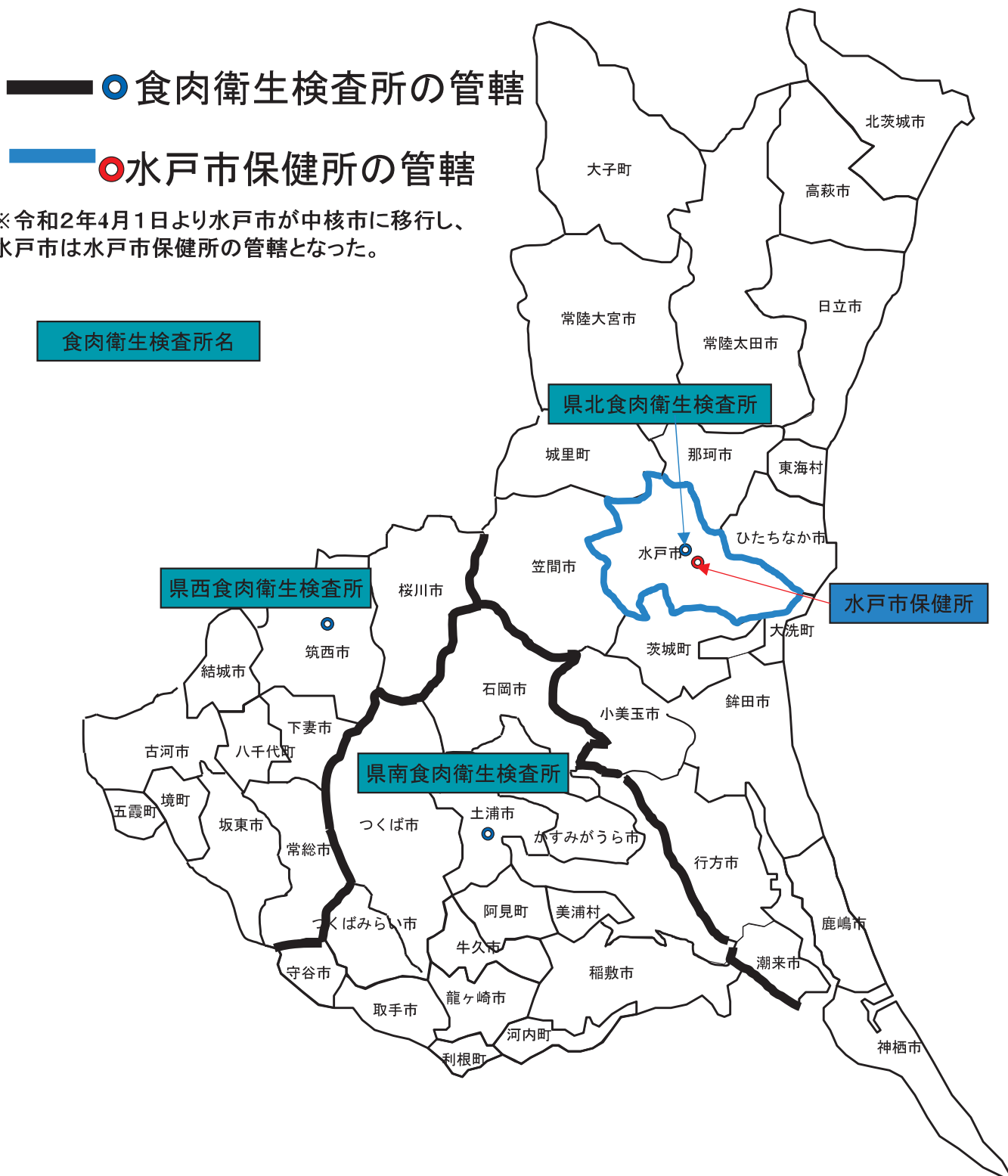
— 〇水戸市保健所の管轄

※令和2年4月1日より水戸市が中核市に移行し、水戸市は水戸市保健所の管轄となった。

保健所名



実施機関（食肉衛生検査所）の管轄区域



試験検査実施機関の管轄区域

● 食肉衛生検査所の管轄

● 水戸市保健所の管轄

※ 令和2年4月1日より水戸市が中核市に移行し、
水戸市は水戸市保健所の管轄となった。

